



残業なしでも暮らせる賃金の実現を

残業割増率は50%が世界標準

残業時間の上限規制など私たちにはほとんど関係ありません。しかし、残業を減らして、長時間労働を是正するのは待ったなしの課題です。経営者が人を増やさず、残業で生産を調整しようというのであれば、私たちは「残業代をもっとくれ」と言わなければいけません。

ユニオンニュース・掲示回覧用

私たちの地域合同〔第6回〕

職場を守る竹田さんたち4人の泊まり込み闘争を地域の労働者、活動家が支えました。そんななかで港相互タクシー本社：港相互タクシー労組本部は地域の労働運動の「たまり場」になっていきます。

夜、円座を組んで話し合う中で、港相互労組が受けた支援をどのように返すのか、組合に入りたくても入れない仲間の問題をどうするのか、もりあがった地域共闘の拠点をどのように維持するのか、若き竹田さんたちの結論が誰でも入れる労働組合、「大阪地域合同労働組合」の結成でした。

1972年3月14日、全金港合同、全港湾、総評南大阪地区評議会港地協、など南大阪労働運動の中心となっていた仲間とともに私たちの「大阪地域合同労働組合」(初代委員長竹田保)が誕生したのです。

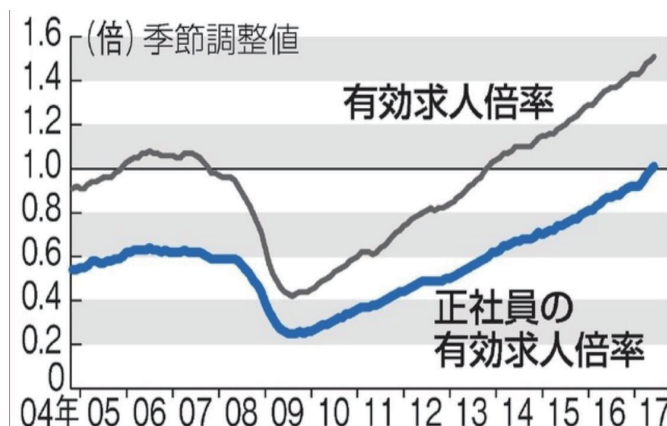
港相互タクシーの闘争を続けながら、1973年5月、地域合同として最初の分会がめぐみ保育園に生まれます。続きは次号で。

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	韓国
法定労働時間	40時間／週 8時間／日 違反した場合は 6か月以下の懲役 又は30万円以下の罰金	40時間／週 故意に違反した場合、 1万ドル以下の罰金 又は6か月以下の 禁固又はその両方	48時間／週(残業含む) 違反は犯罪を構成	35時間／週 1607時間／年 最長労働時間を超えて労働させた場合、 第4種違警罪としての罰金を適用	8時間／日 大半の労働協約は8時間より短い時間を 規定。違反した場合は15000ユーロ以下の 過料。さらに故意に行い労働者の健康 や能力を損ねた場合や執拗に繰り返した 場合は1年以下の自由刑又は罰金	40時間／週 違反した場合は2年 以下の懲役又は 1000万ウォン以下の 罰金
時間外労働割増賃金率 ILO 1号条約にて最低25% と規定(6条2項) ※フランス以外は未批准	25%以上 ただし、1か月で60時間を超える 時間外労働については 50%以上(中小企業については 31年4月から)	50%	規定なし 一般的には50%	25% 1週間で8時間(法定労働時間との 合計で43時間)を超える時間外労働に ついては50%。労働協約により10% 以上の割増賃金率を自由に規定する ことも可能	規定なし 一般的に労働協約を超え 1日の最初の2時間は25%、それ 以降は50%	50%
平均残業時間	61.8分	25.7分		24.5分		39.3分
年平均労働時間	1765時間	1790時間	1654時間	1479時間	1397時間	2090時間
時間外労働上限規制	36協定による延長時間の 限度基準。ただし、特別条項を 設けることで上限なし	規定なし	残業を含む法定労働時間 が48時間／週。 これを超える場合はあらかじめ サイン入り書面での取決めが必要	1年間 220時間 ただし、労使合意のもとに、 使用者と労働者の合意がある場合、 時間外労働上限規制を超えて 残業を行うことができる	1日の労働時間の上限を10時間、 かつ6か月ないし24週平均で1日の 労働時間が8時間を超えないこと	12時間／週 ただし、使用者と労働者の 合意が必要

(資料出所)独立行政法人労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2013」およびHP、JETRO「ユーロトレンド2013.4」、OECD「Library」(厚労省作成表を改編)

「人手不足だ。賃金上げろ」

厚労省によれば本年6月の正社員の有効求人倍率が1倍を上回りました。パート社員までを含めた倍率はすでに1.5倍にまでなっています。朝日新聞によれば、これは43年4ヶ月ぶりの高水準です。人手不足は単なる景気循環によるものではなく、構造的なものです。今よりも賃金をあげる代わりに、より効率的に仕事をこなして売上・利益を確保するという経営スタイルへの転換を要求していきましょう。



最低賃金909円が目安

7月27日、厚労省から中央最低賃金審議会の答申として改定目安額が発表されました。

大阪は26円UP。今後大阪府の最低賃金審議会で目安以上を目指して労使で交渉がおこなわれます。